

新潟県新潟海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件(※)
新共第1号	粟島浦漁業協同組合	新潟県岩船郡粟島浦村の地先	粟島浦村(粟島)最大高潮時海岸線から半径2,700メートルの線と軸礁を中心とする半径1,800メートルの線及び八の下礁を中心とする半径1,500メートルの線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 あかもく漁業 いわのり漁業 うみぞうめん漁業 えご漁業 もずく漁業 (第二種共同漁業) いか、たなご小型定置漁業 たい、めばるさし網漁業 たらさし網漁業 とびうおさし網漁業 ぶりさし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 2月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から4月30日まで 5月1日から7月31日まで 3月1日から11月30日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県岩船郡粟島浦村	—
新共第2号	新潟漁業協同組合	新潟県村上市伊弉野、中浜、岩崎、府屋、碓石、勝木、寝屋、輪泊、芦谷、寒川、脇川、今川、板貝、笹川、桑川及び浜新保の地先	1・い、いろ、ろ、は、は、に、に、ほ、ほ、へ、へ、と、と、ち、ちの9線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 1 (参考値:北緯38度33分11.1秒 東経139度32分53.9秒) 基点 2 (参考値:北緯38度30分16.0秒 東経139度31分05.4秒) 基点 3 (参考値:北緯38度24分18.0秒 東経139度27分46.5秒) 基点 4 (参考値:北緯38度21分33.7秒 東経139度27分04.5秒) い (参考値:北緯38度33分00.3秒 東経139度32分39.0秒) ろ (参考値:北緯38度33分08.3秒 東経139度30分59.2秒) は (参考値:北緯38度32分36.0秒 東経139度30分55.0秒) に (参考値:北緯38度32分40.6秒 東経139度29分57.5秒) ほ (参考値:北緯38度31分26.6秒 東経139度28分46.9秒) へ (参考値:北緯38度30分47.8秒 東経139度30分03.1秒) と (参考値:北緯38度24分35.1秒 東経139度26分35.6秒) ち (参考値:北緯38度21分45.9秒 東経139度25分52.0秒)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) うに漁業 なまこ漁業 あわび漁業 いかい漁業 かき漁業 さざえ漁業 にしがい漁業 あおさ漁業 いわのり漁業 うみぞうめん漁業 もずく漁業 わかめ漁業 (第二種共同漁業) さけ小型定置漁業 ます小型定置漁業 かにさし網漁業 かかれい、うしのしたさし網漁業 きすさし網漁業 くるまえびさし網漁業 ひらめさし網漁業 ばいかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 9月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 2月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県村上市伊弉野、中浜、岩崎、府屋、碓石、勝木、寝屋、輪泊、芦谷、寒川、脇川、今川、板貝、笹川、桑川及び浜新保	①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網2ヶ統以内及び2階網2ヶ統以内とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網2ヶ統以内及び2階網2ヶ統以内とする。 ③第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。 ④村上市勝木地内勝木川河口中央より半径700メートルの区域内における第2種共同漁業さけ小型定置漁業は操業してはならない。
新共第3号	新潟漁業協同組合	新潟県村上市馬下、早川、吉浦、柏尾、間島、野潟、大月及び岩ヶ崎の地先	4・ち、ち、り、り、5の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 4 (参考値:北緯38度21分33.7秒 東経139度27分04.5秒) 基点 5 (参考値:北緯38度14分34.9秒 東経139度26分56.6秒) ち (参考値:北緯38度21分45.9秒 東経139度25分52.0秒) り (参考値:北緯38度14分06.6秒 東経139度25分51.9秒)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 あわび漁業 いかい漁業 かき漁業 さざえ漁業 たご漁業 にしがい漁業 あおさ漁業 いわのり漁業 もずく漁業 (第二種共同漁業) さけ小型定置漁業 ます小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 かにさし網漁業 かかれい、めばるさし網漁業 きすさし網漁業 さけさし網漁業 はたはたさし網漁業 ひらめさし網漁業 ますさし網漁業 かにかご漁業 ばいかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 9月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から12月31日まで 12月1日から翌年2月末日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県村上市馬下、早川、吉浦、柏尾、間島、野潟、大月及び岩ヶ崎	①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網3ヶ統以内とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網3ヶ統以内とする。 ③第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網3ヶ統以内とする。 ④第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件(※)	
新共第4号	新潟漁業協同組合	新潟県村上市岩船港町、瀬波温泉3丁目、岩船北浜町、瀬波浜町、瀬波新田町、松波町、瀬波温泉1丁目、瀬波温泉2丁目及び塩谷の地先	5・り、り・ぬ、ぬ・る、る・7の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 5 (参考値:北緯38度14分34.9秒 東経139度26分56.6秒) 基点 6 (参考値:北緯38度12分32.1秒 東経139度26分00.9秒) 基点 7 (参考値:北緯38度09分04.4秒 東経139度24分44.4秒) り (参考値:北緯38度14分06.6秒 東経139度25分51.9秒) ぬ (参考値:北緯38度12分59.5秒 東経139度24分55.5秒) る (参考値:北緯38度09分34.5秒 東経139度23分41.1秒)	5・り、り・ぬ、ぬ・る、る・7の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 5 新潟県漁場基点第6号(村上市岩ヶ崎と瀬波との境界) 基点 6 新潟県漁場基点第7号(村上市瀬波と岩船との境界) 基点 7 新潟県漁場基点第9号(村上市と胎内市との境界) り 5から 241度00分 1,800メートルの点 ぬ 6から 298度00分 1,800メートルの点 る 7から 301度00分 1,800メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 あわび漁業 いかい漁業 かき漁業 ささい漁業 たこ漁業 にしがい漁業 いわりのり漁業 もずく漁業 (第二種共同漁業) さけ小型定置漁業 ます小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 かにさし網漁業 かますさし網漁業 かれい、うしのしたさし網漁業 かれい、めばるさし網漁業 きすさし網漁業 さけさし網漁業 ますさし網漁業 ひらめさし網漁業 かにかご漁業 ばいかご漁業 (第三種共同漁業) あじ、さば、いわし地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 9月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 3月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県村上市岩船上大町、岩船上町、岩船新田町、岩船磯新町、岩船中浜町、岩船北浜町、岩船下大町、八日市、岩船三日市、岩船北浜町、瀬波上町、瀬波中町、瀬波浜町、瀬波新田町、学校町、浜新田、瀬波温泉、松波町及び塩谷	①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ヶ統とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ヶ統とする。 ③第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ヶ統とする。 ④第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新共第5号	新潟漁業協同組合	新潟県胎内市の地先	7・る、る・を、を・わ、わ・9の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 7 (参考値:北緯38度09分04.4秒 東経139度24分44.4秒) 基点 8 (参考値:北緯38度05分54.1秒 東経139度22分12.3秒) 基点 9 (参考値:北緯38度02分59.1秒 東経139度18分52.4秒) る (参考値:北緯38度09分34.5秒 東経139度23分41.1秒) を (参考値:北緯38度06分58.5秒 東経139度20分09.1秒) わ (参考値:北緯38度04分24.5秒 東経139度17分11.6秒)	7・る、る・を、を・わ、わ・9の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 7 新潟県漁場基点第9号(村上市と胎内市との境界) 基点 8 新潟県漁場基点第11号(胎内市荒井浜と笹口浜との境界) 基点 9 新潟県漁場基点第13号(胎内市と新発田市との境界) る 7から 301度00分 1,800メートルの点 を 8から 303度30分 3,600メートルの点 わ 9から 317度00分 3,600メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 あわび漁業 かき漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 かにさし網漁業 かますさし網漁業 かれい、うしのしたさし網漁業 きすさし網漁業 くまえびさし網漁業 ひらめさし網漁業 かにかご漁業 ばいかご漁業 (第三種共同漁業) あじ、さば、いわし地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 2月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 3月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県胎内市桃崎浜、荒井浜、笹口浜、中村浜及び村松浜	①第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ヶ統とする。 ②第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新共第6号	新潟漁業協同組合	新潟県新発田市の地先	9・わ、わ・か、か・10の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 9 (参考値:北緯38度02分59.1秒 東経139度18分52.4秒) 基点 10 (参考値:北緯38度01分49.7秒 東経139度17分19.2秒) わ (参考値:北緯38度04分24.5秒 東経139度17分11.6秒) か (参考値:北緯38度03分15.1秒 東経139度15分38.5秒)	9・わ、わ・か、か・10の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 9 新潟県漁場基点第13号(胎内市と新発田市との境界) 基点 10 新潟県漁場基点第14号(新発田市と北蒲原郡聖籠町との境界) わ 9から 317度00分 3,600メートルの点 か 10から 317度00分 3,600メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 あわび漁業 かき漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) かにさし網漁業 かますさし網漁業 かれい、うしのしたさし網漁業 きすさし網漁業 くまえびさし網漁業 ひらめさし網漁業 かにかご漁業 ばいかご漁業 (第三種共同漁業) あじ、さば、いわし地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 2月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 3月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県新発田市藤塚浜	第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件(※)
新共第7号	聖籠町漁業協同組合	新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜、大字亀塚及び大字網代浜の地先	10・か、か・かの1、かの1・よの1、よの1・よの5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 10 (参考値:北緯38度01分49.7秒 東経139度17分19.2秒) 基点 11 (参考値:北緯38度00分17.4秒 東経139度14分54.9秒) か (参考値:北緯38度03分15.1秒 東経139度15分38.5秒) かの1 (参考値:北緯38度04分00.1秒 東経139度14分45.3秒) よ (参考値:北緯38度01分54.2秒 東経139度13分32.4秒) よの1 (参考値:北緯38度02分45.3秒 東経139度12分48.8秒)	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 たこ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 いなだ、このしろさし網漁業 かにさし網漁業 かますさし網漁業 かれい、うしのしたさし網漁業 きすさし網漁業 くるまえびさし網漁業 ひらめさし網漁業 かにかご漁業 (第三種共同漁業) あじ、さば、いわし地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 3月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜、大字亀塚、大字網代浜、大字蓮湯及び大字大夫	①第二種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ヶ統とする。
新共第8号	新潟漁業協同組合	新潟県新潟市北区島見町、太夫浜、松浜町、松浜8丁目及び松浜みなとの地先	12・た、た・れ、れ・13の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 12 (参考値:北緯37度58分55.3秒 東経139度12分17.7秒) 基点 13 (参考値:北緯37度57分29.2秒 東経139度06分20.3秒) た (参考値:北緯38度00分41.9秒 東経139度11分17.7秒) れ (参考値:北緯37度59分22.5秒 東経139度05分44.6秒)	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 あさり(こたまがい)漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 たこ漁業 にしがい漁業 はまぐり漁業 いわのり漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 かにさし網漁業 かますさし網漁業 かれい、うしのしたさし網漁業 きすさし網漁業 くるまえびさし網漁業 ひらめさし網漁業 かにかご漁業 ばいかご漁業 (第三種共同漁業) あじ、さば、いわし地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 2月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 3月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県新潟市北区島見町、太夫浜、松浜町、松浜1丁目、松浜2丁目、松浜3丁目、松浜4丁目、松浜5丁目、松浜6丁目、松浜7丁目、松浜本町1丁目、松浜本町2丁目、松浜本町3丁目、松浜本町4丁目、松浜6丁目、松浜みなと、松浜東町、松浜新町、新元島町、三軒屋町、東区根室新町、下山2丁目及び太平	①第二種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ヶ統とする。 ②第二種共同漁業はいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新共第9号	新潟漁業協同組合	新潟県新潟市東区船江町1丁目、平和町、臨港町3丁目、臨港町2丁目、臨海町、中央区入船町4丁目、海辺町2番町、船見町2丁目、雲雀町、西船見町、関屋及び西区青山の地先	13・れ、れ・そ、そ・14の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 13 (参考値:北緯37度57分29.2秒 東経139度06分20.3秒) 基点 14 (参考値:北緯37度53分47.6秒 東経138度58分49.0秒) れ (参考値:北緯37度59分22.5秒 東経139度05分44.6秒) そ (参考値:北緯37度56分23.0秒 東経138度56分21.2秒)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 あさり(こたまがい)漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 たこ漁業 いわのり漁業 わかめ漁業 (第二種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 かにさし網漁業 かますさし網漁業 かれい、うしのしたさし網漁業 きすさし網漁業 くるまえびさし網漁業 ひらめさし網漁業 ばいかご漁業 かにかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 2月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県新潟市。(ただし、北区、江南区、西蒲区、南区、秋葉区、東区根室新町、下山2丁目、太平、西区上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町南、五十嵐3の町東、五十嵐3の町西、五十嵐3の町中及び内野上新町を除く。)	①第二種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網2ヶ統以内とする。 ②第二種共同漁業はいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。 ③新潟港第2西防波堤灯台を中心として半径4,000メートルの区域内における第二種共同漁業雑魚小型定置漁業は採集してはならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件(※)
新共第10号	新潟漁業協同組合	新潟県新潟市西区青山の一部、上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町及び内野上新町の地先	14・そ、そ・つ、つ・15の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 14 (参考値:北緯37度53分47.6秒 東経138度58分49.0秒) 基点 15 (参考値:北緯37度51分08.3秒 東経138度53分34.0秒) そ (参考値:北緯37度56分23.0秒 東経138度56分21.2秒) つ (参考値:北緯37度53分42.7秒 東経138度51分04.5秒)	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 あさり(こたまがい)漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 たこ漁業 うみぞうめん漁業 わかめ漁業 (第二種共同漁業) かにさし網漁業 かますさし網漁業 かれい、うしのしたさし網漁業 きすさし網漁業 ひらめさし網漁業 ばいかご漁業 (第三種共同漁業) あじ、さば、いわし地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 2月1日から11月30日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 3月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県新潟市西区上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町北、五十嵐3の町南、五十嵐3の町東、五十嵐3の町西、五十嵐3の町中及び内野上新町	第二種共同漁業(ばいかご漁業)に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新共第11号	新潟漁業協同組合	新潟県新潟市西区四ツ郷屋、西蒲区越前浜、角田浜及び五ヶ浜の地先	15・つ、つ・ね、ね・な、な・17の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 15 (参考値:北緯37度51分08.3秒 東経138度53分34.0秒) 基点 16 (参考値:北緯37度48分26.2秒 東経138度50分05.6秒) 基点 17 (参考値:北緯37度45分06.1秒 東経138度48分02.0秒) つ (参考値:北緯37度53分42.7秒 東経138度51分04.5秒) ね (参考値:北緯37度50分01.9秒 東経138度46分32.0秒) な (参考値:北緯37度46分11.2秒 東経138度44分11.0秒)	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 あさり(こたまがい)漁業 あわび漁業 いかい漁業 かき漁業 さざえ漁業 たこ漁業 いわりのり漁業 わかめ漁業 (第二種共同漁業) かにさし網漁業 かますさし網漁業 かれい、うしのしたさし網漁業 きすさし網漁業 くまえびさし網漁業 くろたいさし網漁業 ひらめさし網漁業 ほらさし網漁業 かにかご漁業 ばいかご漁業 (第三種共同漁業) あじ、さば、いわし地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から11月30日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 3月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県新潟市西区四ツ郷屋、西蒲区越前浜、角田浜及び五ヶ浜	第二種共同漁業(ばいかご漁業)に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新共第12号	新潟漁業協同組合	新潟県新潟市西蒲区間瀬の地先	17・な、な・ら、ら・む、む・う、う・18の5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 17 (参考値:北緯37度45分06.1秒 東経138度48分02.0秒) 基点 18 (参考値:北緯37度42分22.4秒 東経138度47分07.6秒) な (参考値:北緯37度46分11.2秒 東経138度44分11.0秒) ら (参考値:北緯37度44分14.9秒 東経138度43分31.8秒) む (参考値:北緯37度43分35.8秒 東経138度45分50.4秒) う (参考値:北緯37度42分49.5秒 東経138度45分31.4秒)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 あさり(こたまがい)漁業 あわび漁業 いかい漁業 かき漁業 さざえ漁業 たこ漁業 いわりのり漁業 わかめ漁業 (第二種共同漁業) かにさし網漁業 かますさし網漁業 かれい、うしのしたさし網漁業 きすさし網漁業 くまえびさし網漁業 くろたいさし網漁業 ひらめさし網漁業 ほらさし網漁業 かにかご漁業 ばいかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から11月30日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県西蒲区間瀬	第二種共同漁業(ばいかご漁業)に使用する漁具の網目は、10節以上とする。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件(※)
新共第13号	寺泊漁業協同組合	新潟県長岡市の地先	18・う・ら・あ、あ・の、の・の1、の1・の2、の2・の3、の3・の4、の4・お、お・19の9線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 18 (参考値:北緯37度42分22.4秒 東経138度47分07.6秒) 基点 19 (参考値:北緯37度34分40.0秒 東経138度43分37.4秒) う (参考値:北緯37度42分49.5秒 東経138度45分31.4秒) あ (参考値:北緯37度42分03.2秒 東経138度45分12.5秒) の (参考値:北緯37度42分41.2秒 東経138度42分57.9秒) の1 (参考値:北緯37度39分46.2秒 東経138度41分31.1秒) の2 (参考値:北緯37度39分30.0秒 東経138度42分06.5秒) の3 (参考値:北緯37度36分34.9秒 東経138度40分39.8秒) の4 (参考値:北緯37度36分18.7秒 東経138度41分15.1秒) お (参考値:北緯37度35分47.6秒 東経138度41分13.5秒)	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 あさり(こたまがい)漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 たご漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 (第二種共同漁業) さけ小型定置漁業 ます小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 かにさし網漁業 かれい、うしのしたさし網漁業 きずさし網漁業 くまえびさし網漁業 さけさし網漁業 さわさし網漁業 はたはたさし網漁業 ひらめさし網漁業 かにかご漁業 ぬたうなぎかご漁業 ばいかご漁業 (第三種共同漁業) あじ、さば、いなだ地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 9月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から11月30日まで 9月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで 12月1日から翌年2月末日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県長岡市寺泊野積、寺泊湊町、寺泊白岩、寺泊磯町、寺泊下荒町、寺泊大町、寺泊上片町、寺泊上荒町、寺泊小川町、寺泊松沢町、寺泊引岡、寺泊花立、寺泊田ノ尻、寺泊金山、寺泊郷本、寺泊山田及び寺泊敦ヶ曹根	①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網3ヶ統以内とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網3ヶ統以内とする。 ③第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網2ヶ統以内とする。 ④第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新共第14号	新潟漁業協同組合ほか1漁業協同組合(上越市漁業協同組合)	新潟県三島郡出雲崎町大字久田の地先	19・く、く・や、や・20の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 19 (参考値:北緯37度34分40.0秒 東経138度43分37.4秒) 基点 20 (参考値:北緯37度33分25.3秒 東経138度42分41.5秒) く (参考値:北緯37度35分54.2秒 東経138度40分59.4秒) や (参考値:北緯37度34分26.0秒 東経138度39分54.7秒)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 たご漁業 あおさ漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 わかめ漁業 (第二種共同漁業) さけ小型定置漁業 ます小型定置漁業 雑魚小型定置漁業 かれい、うしのしたさし網漁業 きずさし網漁業 くまえびさし網漁業 はたはたさし網漁業 ひらめさし網漁業 めばる、かますさし網漁業 かにかご漁業 ばいかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 9月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から11月30日まで 12月1日から翌年2月末日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県長岡市寺泊野積、寺泊湊町、寺泊白岩、寺泊磯町、寺泊下荒町、寺泊大町、寺泊上片町、寺泊上荒町、寺泊小川町、寺泊松沢町、寺泊引岡、寺泊花立、寺泊田ノ尻、寺泊金山、寺泊郷本、寺泊山田、寺泊敦ヶ曹根、三島郡出雲崎町、柏崎市西山町石地及び西山町大崎	①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ヶ統とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網1ヶ統とする。 ③第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件(※)
新共第15号	新潟漁業協同組合	新潟県三島郡出雲崎町大字井鼻、大字木折町、大字崎滝町、大字羽黒町、大字石井町、大字住吉町、大字尼瀬、大字勝見、柏崎市西山町石地、西山町大崎、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊の地先	20・ま、ま、け、け・21の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 20 (参考値:北緯37度33分25.3秒 東経138度42分41.5秒) 基点 21 (参考値:北緯37度26分11.4秒 東経138度35分56.0秒) ま (参考値:北緯37度34分46.2秒 東経138度38分59.1秒) け (参考値:北緯37度27分33.6秒 東経138度32分14.8秒)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 あさり(こたまがい)漁業 あわび漁業 かき漁業 ささえ漁業 たご漁業 あおさ漁業 いわのり漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 わかめ漁業 (第二種共同漁業) さけ小型定置漁業 ます小型定置漁業 鱈魚小型定置漁業 かれい、うしのしたさし網漁業 きすさし網漁業 くるまえびさし網漁業 はたはたさし網漁業 ひらめさし網漁業 めばる、かますさし網漁業 かにかご漁業 ばいかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 9月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から11月30日まで 12月1日から翌年2月末日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県三島郡出雲崎町、柏崎市西山町石地、西山町大崎、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊	①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ヶ統以内とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ヶ統以内とする。 ③第2種共同漁業はいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新共第16号	新潟漁業協同組合	新潟県柏崎市(ただし、西山町石地、西山町大崎、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊を除く。)の地先	21・け、け・ふの1、ふの1・23の1の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点 21 (参考値:北緯37度26分11.4秒 東経138度35分56.0秒) 基点 23の1 (参考値:北緯37度18分21.9秒 東経138度25分07.2秒) け (参考値:北緯37度27分33.6秒 東経138度32分14.8秒) ふの1 (参考値:北緯37度21分13.4秒 東経138度22分33.7秒) ただし、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 ア (参考値:北緯37度22分00.8秒 東経138度32分05.6秒) イ (参考値:北緯37度22分01.6秒 東経138度32分05.3秒) ウ (参考値:北緯37度22分04.7秒 東経138度32分02.3秒) エ (参考値:北緯37度22分05.3秒 東経138度32分01.2秒) オ (参考値:北緯37度22分12.0秒 東経138度32分06.5秒) イ (参考値:北緯37度22分21.7秒 東経138度32分08.1秒) キ (参考値:北緯37度22分21.6秒 東経138度32分09.7秒) ク (参考値:北緯37度22分06.4秒 東経138度32分20.7秒)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 あさり(こたまがい)漁業 あわび漁業 かき漁業 ささえ漁業 たご漁業 いわのり漁業 えご漁業 もずく漁業 わかめ漁業 (第二種共同漁業) かにさし網漁業 かますさし網漁業 かれい、うしのしたさし網漁業 きすさし網漁業 くるまえびさし網漁業 たい、めばるさし網漁業 たいて、めばるさし網漁業 たいて、めばるさし網漁業 ひらめさし網漁業 かにかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 2月1日から11月30日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町	第2種共同漁業はいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新共第17号	上越市漁業協同組合	新潟県上越市柿崎区の地先	23の1・ふの1、ふの1・こ、こ・24の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 23の1 (参考値:北緯37度18分21.9秒 東経138度25分07.2秒) 基点 24 (参考値:北緯37度14分53.1秒 東経138度20分54.3秒) ふの1 (参考値:北緯37度21分13.4秒 東経138度22分33.7秒) こ (参考値:北緯37度17分44.6秒 東経138度18分20.8秒)	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 あさり(こたまがい)漁業 あわび漁業 かき漁業 ささえ漁業 たご漁業 もずく漁業 わかめ漁業 (第二種共同漁業) あじ、いしもちさし網漁業 かますさし網漁業 かれい、うしのしたさし網漁業 きすさし網漁業 くるまえびさし網漁業 たい、めばるさし網漁業 ひらめさし網漁業 かにかご漁業 ばいかご漁業 (第三種共同漁業) いわし、きすさし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県上越市柿崎区竹鼻、柿崎区柿崎、柿崎区直海浜、柿崎区三ツ屋浜及び柿崎区上下浜	第2種共同漁業はいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件(※)	
新共第18号	上越市漁業協同組合	新潟県上越市大潟区 の地先	24・こ・こ・え、え・25の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 24 (参考値:北緯37度14分53.1秒 東経138度20分54.3秒) 基点 25 (参考値:北緯37度12分40.2秒 東経138度17分47.7秒) こ (参考値:北緯37度17分44.6秒 東経138度18分20.8秒) え (参考値:北緯37度15分44.7秒 東経138度15分40.3秒)	24・こ・こ・え、え・25の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 24 新潟県漁場基点第35号(上越市柿崎区と大潟区との境界) 基点 25 新潟県漁場基点第36号(上越市大潟区と上越市大字西ヶ窪浜との境界) こ 24から 324度26分 6.500メートルの点 え 25から 331度06分 6.500メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 あさり(こたまがい)漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 たご漁業 わかめ漁業 (第二種共同漁業) あじ、いしもちさし網漁業 かにさし網漁業 かますさし網漁業 かれい、うしのしたさし網漁業 きずさし網漁業 くるまえびさし網漁業 たい、めばるさし網漁業 ひらめさし網漁業 かにかご漁業 ばいかご漁業 (第三種共同漁業) いわし、きず地びき網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 2月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 2月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 3月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県上越市大潟区 雁子浜、九戸浜、湯町、四ツ屋浜、土底浜、下小船津浜、上小船津浜、洪柿浜及び潟湯	①第2種共同漁業はいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。
新共第19号	上越市漁業協同組合	新潟県上越市(ただし、柿崎区、大潟区及び名立区を除く。)の地先	25・え、え・て、て・あ、あ・さ、さ・27の5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 25 (参考値:北緯37度12分40.2秒 東経138度17分47.7秒) 基点 26 (参考値:北緯37度10分10.9秒 東経138度11分40.1秒) 基点 27 (参考値:北緯37度10分25.2秒 東経138度06分07.6秒) え (参考値:北緯37度15分44.7秒 東経138度15分40.3秒) て (参考値:北緯37度13分26.4秒 東経138度10分01.4秒) あ (参考値:北緯37度10分56.1秒 東経138度11分17.4秒) さ (参考値:北緯37度11分04.8秒 東経138度05分32.2秒)	25・え、え・て、て・あ、あ・さ、さ・27の5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 25 新潟県漁場基点第36号(上越市大潟区と上越市大字西ヶ窪浜との境界) 基点 26 新潟県漁場基点第37号(上越市大字虫生岩戸) 基点 27 新潟県漁場基点第38号(上越市大字茶屋ヶ原と上越市名立区との境界) え 25から 331度06分 6.500メートルの点 て 26から 338度00分 6.500メートルの点 あ 26から 338度00分 1.500メートルの点 さ 27から 324度28分 1.500メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 たご漁業 いわのり漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 わかめ漁業 (第二種共同漁業) あじ、いしもちさし網漁業 かにさし網漁業 かますさし網漁業 かれい、うしのしたさし網漁業 きずさし網漁業 くるまえびさし網漁業 たい、めばるさし網漁業 ひらめさし網漁業 ぶりさし網漁業 かにかご漁業 ばいかご漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 2月1日から11月30日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県上越市大字西ヶ窪浜、大字裏浜、大字遊光寺浜、大字上荒浜、大字下荒浜、大字黒井、港町1丁目、港町2丁目、中央3丁目、中央4丁目、中央5丁目、五智2丁目、五智3丁目、五智4丁目、五智5丁目、五智6丁目、大字虫生岩戸、大字長浜、大字有間川、大字丹原、大字鍋ヶ浦、大字吉浦及び大字茶屋ヶ原	①第2種共同漁業はいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。 ②直江津港湾区域及び直江津港潮流燈台から321度2.200メートルの点を中心とする半径700メートルの検査錨地の区域内における第2種共同漁業雑魚小型定置漁業は操業してはならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件(※)
新共第20号	新潟漁業協同組合ほか1漁業協同組合(上越市漁業協同組合)	新潟県柏崎市の一部及び上越市の一部沖合	き・ゆ・ゆ・め・め・て・て・え・え・こ・こ・ふ・ふの7線によって囲まれた区域 基点 22 (参考値:北緯37度21分07.6秒 東経138度29分24.1秒) 基点 23の1 (参考値:北緯37度18分21.9秒 東経138度25分07.2秒) 基点 24 (参考値:北緯37度14分53.1秒 東経138度20分54.3秒) 基点 25 (参考値:北緯37度12分40.2秒 東経138度17分47.7秒) 基点 26 (参考値:北緯37度10分10.9秒 東経138度11分40.1秒) き (参考値:北緯37度23分57.2秒 東経138度26分43.8秒) ゆ (参考値:北緯37度25分52.5秒 東経138度24分54.8秒) ふ (参考値:北緯37度21分13.4秒 東経138度22分33.7秒) こ (参考値:北緯37度17分44.6秒 東経138度18分20.8秒) え (参考値:北緯37度15分44.7秒 東経138度15分40.3秒) て (参考値:北緯37度13分26.4秒 東経138度10分01.4秒) め (参考値:北緯37度16分11.8秒 東経138度08分37.7秒)	第二種共同漁業	(第二種共同漁業) かれいさし網漁業 くるまえびさし網漁業 たい、めばるさし網漁業 ひらめさし網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県柏崎市及び上越市(ただし、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、頸城区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区、三和区及び名立区を除く。)	-
新共第21号	上越漁業協同組合ほか1漁業協同組合(上越市漁業協同組合)	新潟県上越市大字虫生岩戸、大字長浜、大字有間川、大字丹原、大字鍋ヶ浦、大字吉浦及び大字茶屋ヶ原の沖合	あ・み・み・し・し・さ・さの4線によって囲まれた区域 基点 26 (参考値:北緯37度10分10.9秒 東経138度11分40.1秒) 基点 27 (参考値:北緯37度10分25.2秒 東経138度06分07.6秒) あ (参考値:北緯37度10分56.1秒 東経138度11分17.4秒) み (参考値:北緯37度21分42.5秒 東経138度05分50.0秒) し (参考値:北緯37度16分01.1秒 東経138度02分01.6秒) さ (参考値:北緯37度11分04.8秒 東経138度05分32.2秒)	第二種共同漁業	(第二種共同漁業) かれいさし網漁業 くるまえびさし網漁業 たい、めばるさし網漁業 ひらめさし網漁業 ぶりさし網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県上越市大字虫生岩戸、大字長浜、大字有間川、大字丹原、大字鍋ヶ浦、大字吉浦、大字茶屋ヶ原、上越市名立区名立小治、名立大町及び糸魚川市大字筒石	-
新共第22号	上越市漁業協同組合	新潟県上越市名立区の地先	27・さ・さ・ひ・ひ・28の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 27 (参考値:北緯37度10分25.2秒 東経138度06分07.6秒) 基点 28 (参考値:北緯37度08分52.5秒 東経138度04分04.7秒) さ (参考値:北緯37度11分04.8秒 東経138度05分32.2秒) ひ (参考値:北緯37度09分32.1秒 東経138度03分29.3秒)	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) なまこ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 たご漁業 えご漁業 もずく漁業 わかめ漁業 (第二種共同漁業) くるまえびさし網漁業 ひらめさし網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県上越市名立区名立小治及び名立大町	-



免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件(※)
新共第26号	新潟漁業協同組合	新潟県村上市府屋の沖合	いの1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域 基点 2 (参考値:北緯38度30分16.0秒 東経139度31分05.4秒) いの1 (参考値:北緯38度31分07.1秒 東経139度29分50.6秒)	いの1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域 基点 2 新潟県漁場基点第2号(村上市府屋と碁石との境界) いの1 2から 311度00分 2,400メートルの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) つきいそ漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県村上市伊賀野、中浜、岩崎、府屋、碁石、勝木、寝屋、鵜泊、芦谷、寒川、脇川、今川、板貝、笹川、桑川及び浜新保	-
新共第27号	新潟漁業協同組合	新潟県村上市寝屋及び鵜泊の沖合	いの5-いの2、いの2-いの3、いの3-いの4、いの4-いの5の4線によって囲まれた区域 基点 2の1 (参考値:北緯38度28分26.2秒 東経139度30分18.4秒) いの5 (参考値:北緯38度28分30.1秒 東経139度29分20.9秒) いの2 (参考値:北緯38度29分36.2秒 東経139度29分41.8秒) いの3 (参考値:北緯38度29分41.2秒 東経139度29分17.9秒) いの4 (参考値:北緯38度28分35.1秒 東経139度28分57.0秒)	いの5-いの2、いの2-いの3、いの3-いの4、いの4-いの5の4線によって囲まれた区域 基点 2の1 新潟県漁場基点第3号(村上市鵜泊と芦谷との境界) いの5 2の1から 275度00分 1,400メートルの点 いの2 いの5から 14度00分 2,100メートルの点 いの3 いの2から 285度00分 600メートルの点 いの4 いの5から 285度00分 600メートルの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) つきいそ漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県村上市伊賀野、中浜、岩崎、府屋、碁石、勝木、寝屋、鵜泊、芦谷、寒川、脇川、今川、板貝、笹川、桑川及び浜新保	-
新共第28号	新潟漁業協同組合	新潟県新潟市中央区西船見町、汐見台及び浜浦町2丁目の沖合	れの1を中心とする半径700メートルの線によって囲まれた区域 基点 14 (参考値:北緯37度53分47.6秒 東経138度58分49.0秒) れの1 (参考値:北緯37度55分46.5秒 東経138度59分43.7秒)	れの1を中心とする半径700メートルの線によって囲まれた区域 基点 14 新潟県漁場基点第23号(新潟市西区青山) れの1 14から 20度00分 3,900メートルの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) つきいそ漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県新潟市。(ただし、北区、江南区、西蒲区、南区、東区、根室新町、下山2丁目、太平、西区上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町南、五十嵐3の町東、五十嵐3の町西、五十嵐3の町中及び内野上新町を除く。)	-
新共第29号	新潟漁業協同組合	新潟県新潟市西区関屋堀割町及び青山の沖合	れの2を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域 基点 14 (参考値:北緯37度53分47.6秒 東経138度58分49.0秒) れの2 (参考値:北緯37度55分08.6秒 東経138度58分43.7秒)	れの2を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域 基点 14 新潟県漁場基点第23号(新潟市西区青山) れの2 14から 357度00分 2,500メートルの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) つきいそ漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県新潟市。(ただし、北区、江南区、西蒲区、南区、秋葉区、東区、根室新町、下山2丁目、太平、西区上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町北、五十嵐3の町南、五十嵐3の町東、五十嵐3の町西、五十嵐3の町中及び内野上新町を除く。)	-
新共第30号	新潟漁業協同組合	新潟県新潟市西蒲区角田浜の沖合	ねの1を中心とする半径500メートルの線によって囲まれた区域 基点 16 (参考値:北緯37度48分26.2秒 東経138度50分05.6秒) ねの1 (参考値:北緯37度47分56.6秒 東経138度47分30.5秒)	ねの1を中心とする半径500メートルの線によって囲まれた区域 基点 16 新潟県漁場基点第25号(新潟市西蒲区越前浜と角田浜との境界) ねの1 16から 256度30分 3,900メートルの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) つきいそ漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県新潟市西蒲区四ツ郷屋、西蒲区越前浜、角田浜及び五ヶ浜	-
新共第31号	新潟漁業協同組合	新潟県新潟市西蒲区間瀬の沖合	なの1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域 基点 17の1 (参考値:北緯37度44分27.7秒 東経138度47分49.7秒) なの1 (参考値:北緯37度44分27.6秒 東経138度45分26.8秒)	なの1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域 基点 17の1 新潟県漁場基点第27号の1(新潟市西蒲区間瀬) なの1 17の1から 270度00分 3,500メートルの点	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) つきいそ漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県新潟市西蒲区間瀬	-

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件(※)
新共第32号	寺泊漁業協同組合	新潟県長岡市寺泊野積の沖合	みの1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域 基点 18の3 (参考値:北緯37度38分40.0秒 東経138度46分00.6秒) みの1 (参考値:北緯37度41分25.5秒 東経138度43分18.3秒)	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) つきいそ漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県長岡市寺泊野積、寺泊湊町、寺泊白岩、寺泊磯町、寺泊下荒町、寺泊大町、寺泊上片町、寺泊上荒町、寺泊小川町、寺泊松沢町、寺泊引岡、寺泊花立、寺泊田ノ尻、寺泊金山、寺泊郷本、寺泊山田及び寺泊敦ヶ曹根	—
新共第33号	寺泊漁業協同組合	新潟県長岡市寺泊上荒町の沖合	みの2・みの3、みの3・みの4、みの4・みの5、みの5・みの2の4線によって囲まれた区域 基点 18の3 (参考値:北緯37度38分40.0秒 東経138度46分00.6秒) みの2 (参考値:北緯37度39分15.4秒 東経138度42分50.4秒) みの3 (参考値:北緯37度39分25.8秒 東経138度42分07.5秒) みの5 (参考値:北緯37度38分57.1秒 東経138度42分42.0秒) みの4 (参考値:北緯37度39分07.5秒 東経138度41分59.1秒)	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) つきいそ漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県長岡市寺泊野積、寺泊湊町、寺泊白岩、寺泊磯町、寺泊下荒町、寺泊大町、寺泊上片町、寺泊上荒町、寺泊小川町、寺泊松沢町、寺泊引岡、寺泊花立、寺泊田ノ尻、寺泊金山、寺泊郷本、寺泊山田及び寺泊敦ヶ曹根	—
新共第34号	新潟漁業協同組合	新潟県三島郡出雲崎町大字井鼻、大字木折町、大字鳴滝町、大字羽黒町、大字石井町、大字住吉町及び大字尼瀬の沖合	やの1を中心とする半径1,400メートルの線によって囲まれた区域 基点 20 (参考値:北緯37度33分25.3秒 東経138度42分41.5秒) やの1 (参考値:北緯37度33分25.3秒 東経138度40分12.8秒)	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) つきいそ漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県三島郡出雲崎町、柏崎市西山町石地、西山町大崎、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊	—
新共第35号	新潟漁業協同組合	新潟県三島郡出雲崎町大字勝見及び柏崎市西山町石地の沖合	やの2を中心とする半径1,350メートルの線によって囲まれた区域 基点 20の1 (参考値:北緯37度31分24.4秒 東経138度39分36.7秒) やの2 (参考値:北緯37度32分24.6秒 東経138度38分19.7秒)	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) つきいそ漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県三島郡出雲崎町、柏崎市西山町石地、西山町大崎、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊	—
新共第36号	新潟漁業協同組合	新潟県柏崎市荒浜の沖合	けの1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域 基点 21 (参考値:北緯37度26分11.4秒 東経138度35分56.0秒) けの1 (参考値:北緯37度25分56.9秒 東経138度33分47.2秒)	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) つきいそ漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町	—
新共第37号	新潟漁業協同組合	新潟県柏崎市荒浜の沖合	けの2を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域 基点 21の1 (参考値:北緯37度21分54.5秒 東経138度32分16.3秒) けの2 (参考値:北緯37度24分44.1秒 東経138度31分46.4秒)	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) つきいそ漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町	—

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件(※)
新共第38号	新潟漁業協同組合	新潟県柏崎市鯨波3丁目、大字鯨波及び大字青海川の沖合	けの3・けの4、けの4・けの5、けの5・けの6、けの6・けの3の4線によって囲まれた区域 基点 22 (参考値:北緯37度21分07.6秒 東経138度29分24.1秒) けの3 (参考値:北緯37度22分09.6秒 東経138度29分00.3秒) けの4 (参考値:北緯37度23分08.4秒 東経138度28分26.0秒) けの5 (参考値:北緯37度23分00.2秒 東経138度28分03.9秒) けの6 (参考値:北緯37度22分01.4秒 東経138度28分38.2秒)	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) つきいそ漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県柏崎市大字稚谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町	—
新共第39号	新潟漁業協同組合	新潟県柏崎市番神1丁目、番神2丁目、東の輪町、鯨波2丁目、鯨波3丁目及び大字鯨波の沖合	きの1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域 基点 22 (参考値:北緯37度21分07.6秒 東経138度29分24.1秒) きの1 (参考値:北緯37度24分21.3秒 東経138度29分47.5秒)	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) つきいそ漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県柏崎市大字稚谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町	—
新共第40号	新潟漁業協同組合	新潟県柏崎市鯨波2丁目、鯨波3丁目及び大字鯨波の沖合	きの2を中心とする半径400メートルの線によって囲まれた区域 基点 22 (参考値:北緯37度21分07.6秒 東経138度29分24.1秒) きの2 (参考値:北緯37度23分40.0秒 東経138度29分24.1秒)	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) つきいそ漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県柏崎市大字稚谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町	—
新共第41号	新潟漁業協同組合	新潟県柏崎市鯨波2丁目、鯨波3丁目及び大字鯨波の沖合	きの3を中心とする半径400メートルの線によって囲まれた区域 基点 22 (参考値:北緯37度21分07.6秒 東経138度29分24.1秒) きの3 (参考値:北緯37度23分15.7秒 東経138度28分58.7秒)	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) つきいそ漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県柏崎市大字稚谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町	—
新共第42号	新潟漁業協同組合	新潟県柏崎市大字鯨波、大字青海川及び大字笠島の沖合	きの4を中心とする半径400メートルの線によって囲まれた区域 基点 22 (参考値:北緯37度21分07.6秒 東経138度29分24.1秒) きの4 (参考値:北緯37度22分33.9秒 東経138度27分39.6秒)	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) つきいそ漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県柏崎市大字稚谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町	—
新共第43号	新潟漁業協同組合	新潟県柏崎市大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町の沖合	きの5を中心とする半径400メートルの線によって囲まれた区域 基点 22 (参考値:北緯37度21分07.6秒 東経138度29分24.1秒) きの5 (参考値:北緯37度21分38.5秒 東経138度26分04.7秒)	第三種共同漁業	(第三種共同漁業) つきいそ漁業	(第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	新潟県柏崎市大字稚谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町	—